

令和5年度 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 登録者募集要項

1 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業について

東京しごと財団（以下「財団」という。）では、都内の中小企業等（以下、「中小企業等」という）の中核人材となりうる若者の確保と定着を支援するため、奨学金の貸与を受けている大学生等（以下、「大学生等」という）が本事業に登録した中小企業等（以下、「登録企業」という）に就職し、その後1年以上勤務した場合に、東京都と登録企業とで出えんした基金により奨学金の返還を助成する事業を行っています。

今回、本事業を活用して登録企業への就職を希望する大学生等を募集します。

2 登録企業とは

本事業の登録企業は、本社又は主たる事業所が東京都内にある中小企業等、若しくは大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等で、以下の業種で事業を営み、以下の職種等で将来の中核人材となりうる大学生等の採用を希望しています。

分野	業種（日本標準産業分類）	職種（厚生労働省編職業分類）
建設	D. 建設業	02 研究・技術の職業 008.建築・土木・測量技術者
	L. 学術研究, 専門・技術サービス業のうち 74. 技術サービス業（他に分類されないもの） の 7421. 建築設計業または 7422. 測量業	
IT	G. 情報通信業のうち 39. 情報サービス業または 40. インターネット 付随サービス業	02 研究・技術の職業 009.情報処理・通信技術者 （ソフトウェア開発） 010.情報処理・通信技術者 （ソフトウェア開発を除く）
ものづくり	E. 製造業	02 研究・技術の職業 006. 開発技術者

登録企業は、本事業の奨学金返還支援制度の対象となること及び採用人数をあらかじめ明示した上で、専用の求人枠（以下、「専用枠」という）を設けて求人を行います。登録企業の一覧や求人情報は、本事業ホームページ（以下のURL）に掲載しています。

<本事業ホームページ> <https://tokyo-scholarship-support.jp/>

3 登録者の要件

次の(1)～(5)の要件を全て満たす方が本事業の対象となります。（要件を満たし、本事業に申込を行い、登録決定された方を「登録者」といいます。）

(1) 次のア又はイのいずれかに該当し、登録企業に正規雇用労働者として就職を希望している者

ア 大学（短大除く）、大学院、大学校若しくは高等専門学校（専攻科）（以下「大学等」という）を令和6年3月31日までに卒業又は修了予定の者

イ 登録申込日時点で大学等を卒業後3年以内の者

なお、本事業における正規雇用労働者の定義は次の(ア)から(エ)までの要件を全て満たすものとします。

(ア) 期間の定めのない労働契約を締結していること。

(イ) 登録企業に直接雇用されている労働者であること。

(ウ) 1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。

(エ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、休日及び定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

(2) 次のア又はイのいずれかの奨学金の貸与を受けている者

ア 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金

イ その他財団理事長が認める公的機関実施の貸与型奨学金

(3) 他の制度による奨学金の返還支援や返還額の減額、免除等を受けていない者

(4) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

(5) その他財団理事長が不適切と認める事項に該当しないこと。

4 助成の内容

(1) 助成要件

大学等の卒業または修了後、令和6年4月1日までに登録企業へ正規雇用労働者として就職し、1年以上継続して勤務するとともに、就職後、貸与団体との契約に基づき適切に奨学金を返還していること。

※就職した登録企業が助成額の1/2を基金に出えんしない場合は、助成されません。

(2) 助成方法

登録者の支給申請に基づき、毎年度、奨学金貸与団体に助成金を支出します。

初年度は、登録者が登録企業に正規雇用労働者として採用され、1年以上勤務し、奨学金返還を行った後、登録者の支給申請に基づき、助成金を支出します。

（2年目以降も同様です。最大3年間、助成を行います。）

貸与団体への支出は、原則として繰上返還とし、返還期間が短縮されます。この場合、

登録者は助成期間中も継続して奨学金を返還する必要があります。

一定の条件を満たした場合、先掛返還（返還期日が到来していない割賦金を前もって入金すること）が可能な場合もありますので、助成金支給申請書提出前に登録者本人から奨学金貸与団体にご相談ください。奨学金貸与団体が先掛返還を適用可能と認め、先掛返還が実施された場合、助成額に応じて登録者の口座からの奨学金返還に係る引き落としが一定期間停止されます。

(3) 助成額

以下の表（ア～ウ）のいずれかのうち、登録企業があらかじめ選択した額を助成します。登録者の奨学金返還残額（利息分を除く）が助成額を下回るときは支給申請日時点での奨学金返還残額（利息分を除く）を上限とします。

※助成額は登録企業ごとに異なります。各登録企業の助成額は本事業ホームページに掲載していますので、確認してください。

※助成額は、東京都と登録企業とで1／2ずつ負担します。

（(例) ウのコースの場合：1年間に東京都と企業が25万円ずつ負担）

<助成額の表>

コース	1年間の助成額	3年間の助成額
ア	10万円	30万円
イ	24万円	72万円
ウ	50万円	150万円

5 登録申込方法

(1) 提出方法

申込書類全てをそろえて、本事業の登録申込フォームからお申込みください。

(2) 提出先

<https://business.form-mailer.jp/lp/72557863167249>

(3) 申込書類

「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 登録申込フォーム（様式第7号）」に必要事項を入力の上、次のア～ウの書類を添付し、送信してください。

ア 奨学金貸与証明書（又はこれに準ずる書類）

※既卒者で返還が始まっている方は奨学金返還証明書（又はこれに準ずる書類）を添付してください。

※証明書は、奨学金貸与団体が発行したものに限り、（返還誓約書や確認票等は証明書には含まれません。）

※「3(1)ア」の大学等に在籍中に貸与を受けた奨学金のうち、「3(1)ア又はイ」に該当する全ての奨学金についての証明書を添付してください。

イ 卒業見込証明書または修了見込証明書（在学生のみ）

※在学中の大学等の名称、学部、専攻、学年がわかるもの。

※大学等が発行したものに限りします。

ウ 卒業証明書または修了証明書（既卒者のみ）

※卒業または修了した大学等の名称、学部、専攻がわかるもの。

※大学等を卒業してから3年以内の者（既卒者）のみ提出。

※大学等が発行したものに限りします。

6 登録申込受付期間

令和5年4月5日（水）～令和6年3月15日（金）17時必着

申込があり次第、順次審査をし、登録を行います。

7 登録申込後の手続き等

(1) 登録

財団で申込書類等の内容を審査し、登録をします。審査結果は、申込者へメールにより通知します。その際にお知らせする登録番号は大切に保管してください。

※登録されても、必ず登録企業に採用されるとは限りません。採用決定は各登録企業の採用選考の結果によります。

※登録された場合であっても、「4（1）助成要件」を満たさなければ助成されません。

(2) 登録の更新

登録は、年度ごとの更新制です。更新手続きについては、令和6年2月頃にホームページ等でご案内する予定です。

(3) 登録内容の変更

登録後、申込内容に変更があった場合は、当該事案の発生後、速やかに「変更届出フォーム（様式第8号）」に必要項目を入力の上、送信してください。

(4) 登録の取り下げ

登録要件を満たさなくなった場合、又は登録継続の意思を失った場合は、速やかに「取り下げ届出フォーム（様式第9号）」に必要項目を入力の上、送信してください。

8 登録の取消し

次の事由に該当した場合は、登録を取り消すことがあります。

(1) 留年、休学又は停学になったとき。

(2) 大学等を退学したとき。

(3) 登録者が提出した書類の内容に虚偽の記述があったとき。

- (4) 「3 登録者の要件」を満たさないことが明らかになったとき。
- (5) その他、登録者として不適切と財団理事長が認めたとき。

9 登録後の流れ

(1) 登録後

本事業ホームページから登録企業に関する情報を収集し、登録企業が開催・参加する就職セミナーや説明会等に積極的に参加してください。

※登録企業へのエントリー等、登録企業と連絡を取り合う際には、自身が本事業の登録者であることを登録企業の人事担当者へ伝えてください。

(2) 就職が決定し入社したとき（就職1年目）

登録企業への就職が決定し、入社したときは、登録企業から事務局に採用報告があります。登録者からも、就職した旨を、原則採用日から1か月以内に「就職状況報告フォーム（様式第10号）」に必要項目を入力の上、報告（送信）してください。

(3) 就職から1年経過後

助成金の支給申請を行っていただきます。その際、登録企業が作成した在職証明書等を添付する必要があります（2年、3年経過時も同様）。詳細は別途お知らせします。

10 留意事項

- (1) 本事業に登録後、「中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 登録申込フォーム（様式第7号）」に記載の情報は、本事業の実施にあたって必要な場合、登録者が就業予定の登録企業、奨学金貸与団体、東京都及び本事業の委託事業者提供されることがあります。
- (2) 登録によって助成金の支給が確約されるものではありません。
- (3) 登録企業に就職し、かつ一定の条件を満たしたときに支援を受けられる制度です。
- (4) 登録日から令和6年4月1日までに就職する方が対象です。就職する前にあらかじめ本事業に登録されていることが必要です。
- (5) 各企業が設定する専用枠の人数はあらかじめ決まっているため、枠の上限を超えた場合、登録企業に就職しても支援を受けられない場合があります。
- (6) 各登録企業が設定する助成額は、企業ごとに異なります。奨学金返還残額（利息分を除く）が、登録企業の助成額に満たない場合は、奨学金返還残額（利息分を除く）が支援の上限となります。
- (7) 奨学金返還支援は、登録者が一定期間、登録企業で継続して勤務し、かつ適切に奨学金を返還していることを確認した後、財団から奨学金貸与団体へ助成金を支払う形で行います。
- (8) 登録者が登録企業を退職した場合、助成金は受けられなくなります。また、登録企業が倒産する等、登録企業としての要件を満たさなくなった場合や、登録企業が財団の設置

する基金への出えんを行わなかった場合等は、助成金は受けられません。

- (9) 登録企業及び登録者のいずれかが要件を満たさなくなった場合、助成金の支給決定を取り消すことがあります。助成金の支給決定を取り消した場合において、既に奨学金貸与団体へ助成金が支払われているときは、登録者から助成金相当額の返還をしていただきます。

1 1 本事業に関するご質問・各種書類の提出に関するお問い合わせ先

<事務局>

中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業 事務局

【所在地】

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号（602区画）

TOKIWAブリッジ

【電話番号】

03-6734-1228

【受付時間】

平日9時～17時（年末年始を除く）